

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案） 等の概要

令和6年2月16日
消費者庁表示対策課

第1 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号）関係

趣旨

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、以下の所要の措置を講ずるもの

概要

1. 不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

（1）課徴金対象期間における売上額の推計規定

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第8条第4項の規定に基づき、課徴金対象期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における同条第1項に定める売上額を推計する合理的な方法を定めることとする。

（本内閣府令案による改正後の不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号。以下「施行規則案」という。）第8条の2関係）

（2）金銭と同様に通常使用することができる前払式支払手段の基準に関する規定

法第10条第1項の規定に基づき、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第7項に規定する第三者型発行者が発行する同条第1項第1号の前払式支払手段であって、金銭と同様に通常使用することができるものと認められるものの基準を定めることとする。

（施行規則案第10条の2関係）

（3）適格消費者団体による資料開示要請の方法に関する規定

法第35条第1項の規定に基づき、適格消費者団体が、事業者に対して、当該事業者が現にする表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請（以下「資料開示要請」という。）する場合の方法を定めることとする。

（施行規則案第21条の2関係）

(4) その他

以上のほか、所要の措置を講ずることとする。

2. 不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令（案）

(1) 内閣総理大臣の行う通知に関する規定

法第42条の規定に基づき、消費者庁長官（法第38条第1項の規定により内閣総理大臣の権限を委任されている。以下同じ。）が法第26条第1項又は第30条第1項の規定による通知（以下「確約手続通知」という。）を行う場合、当該通知に係る書面を送達すべきことを定めることとする。

（本内閣府令案（以下「確約府令案」という。）第2章及び第4章関係）

(2) 是正措置計画等の申請の方法等に関する規定

法第2章第6節の規定等に基づき、是正措置計画及び影響是正措置計画の申請、変更及び却下等の各手続に関し、各申請の方法、必要な様式及び添付資料等を定めることとする。

（確約府令案第3章及び第5章関係）

(3) その他

以上のほか、所要の措置を講ずることとする。

3. 確約手続に関する運用基準（案）

以下の事項等について、法第2章第6節に規定する手続（以下「確約手続」という。）の運用に関する考え方を定めることとする。

(1) 確約手続の対象

確約手続は、消費者庁長官が「一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるとき」に、確約手続通知を行うことにより開始するところ（法第26条第1項又は第30条第1項）、確約手続通知を行う際の判断基準等を定めることとする。

（確約手続に関する運用基準案5関係）

(2) 確約計画

消費者庁長官が、是正措置計画及び影響是正措置計画の認定を行う際の考え方等を定めることとする。

（確約手続に関する運用基準案6関係）

4. 「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」の改定（案）

課徴金対象期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における同条第1項に定める売上額を推計する合理的な方法（法8条第4項、施行規則案第8条の2）及び課徴金の額の加算（第8条第5項及び第6項）に関する内容を追加するほか、所要の改定を行うこととする。

5. 「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」の改定（案）

以下の事項について、資料開示要請に関する内容を追加するほか、所要の改定を行うこととする。

- ① 体制及び業務規程（2.（3）ア、（8）ア(イ)関係）
- ② 帳簿書類（5.（1）エ関係）
- ③ 改善命令の要件に該当する場合の例示（5.（3）イ関係）

第2 「景品類等の指定の告示の運用基準について」の改定（案）

趣 旨

景品類等の指定の告示の運用基準について（平成26年12月1日消費者庁長官決定）の一部を改定するもの

概 要

3（4）の内容を、自己が一般消費者から物品等を買取る取引も、当該取引が、当該物品等を査定する等して当該物品等を金銭と引き換えるという役務を提供していると認められる場合には、「自己の供給する役務の取引」に当たるとの記載に改めるほか、所要の改定を行うこととする。

以上